

# 日吉津村森林整備計画

樹立年月日

令和2年3月26日

計画期間

自 令和2年4月1日  
至 令和12年3月31日

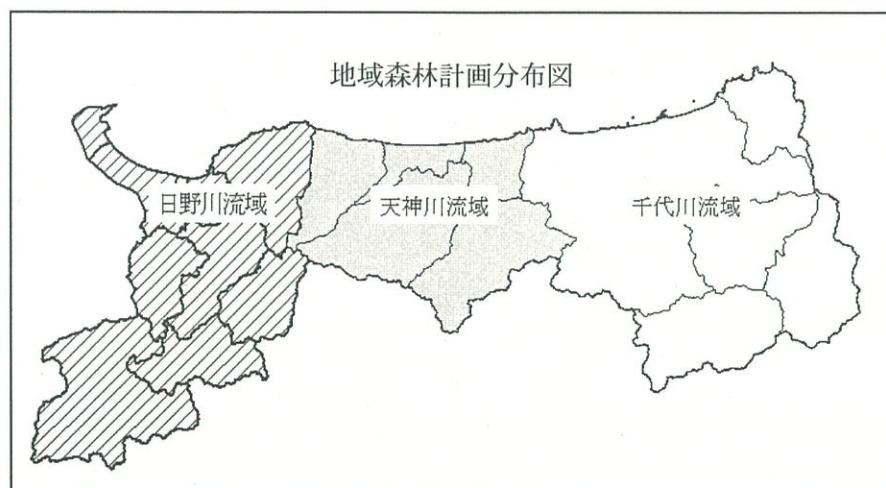
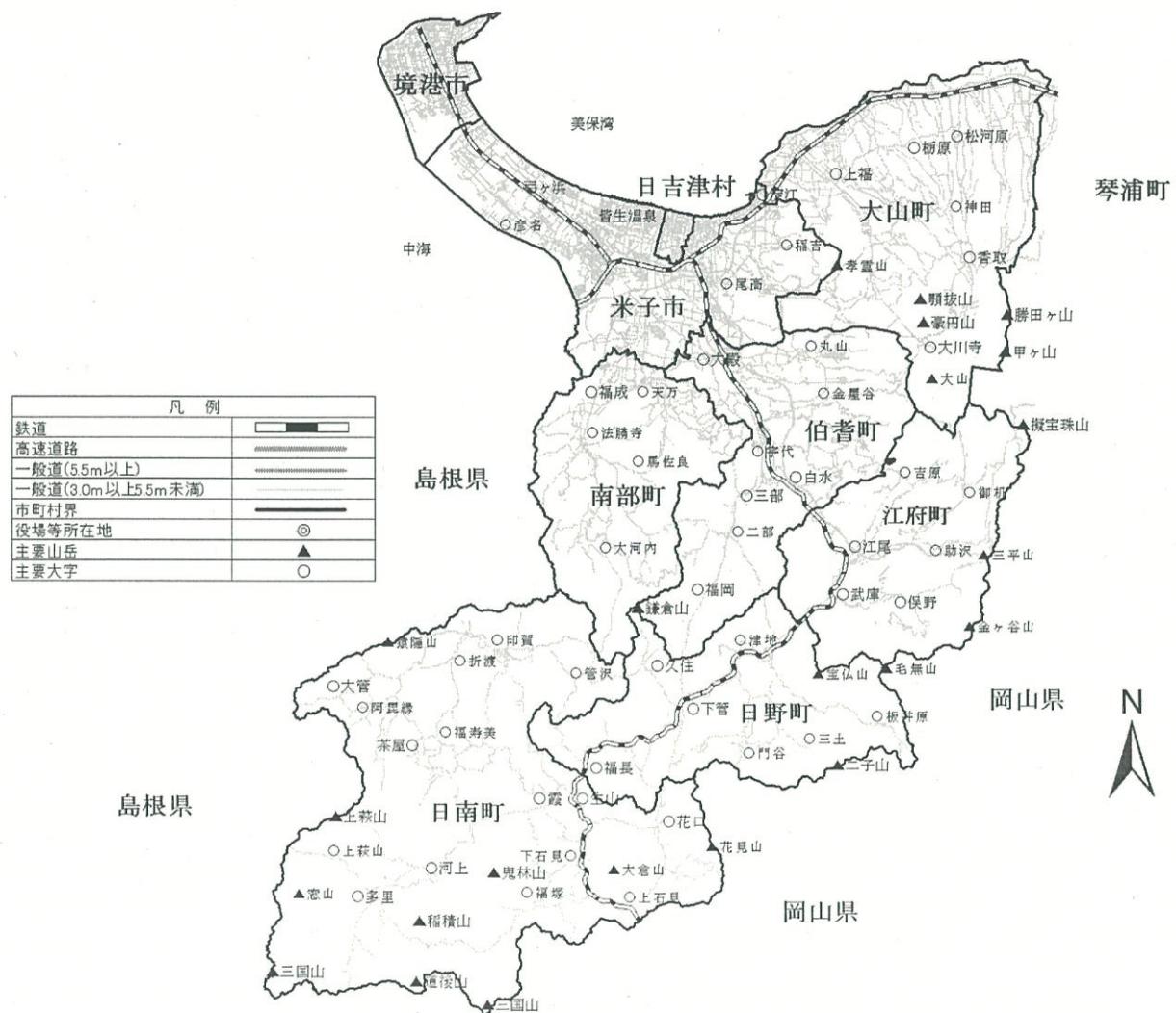
鳥取県  
日吉津村

## 目 次

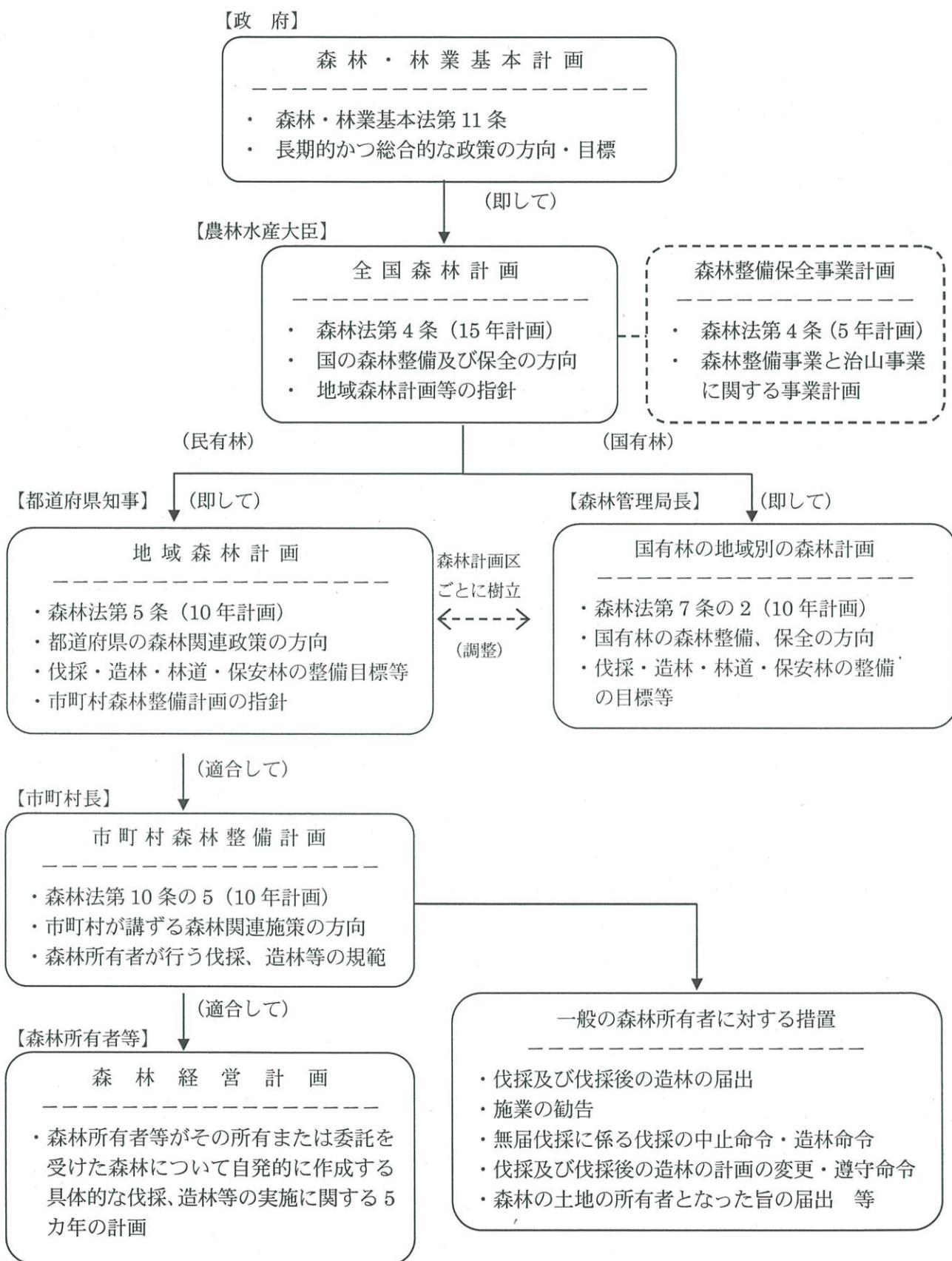
日吉津村の位置及び日野川森林計画区概況図	1
森林計画制度の体系図	2
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1 森林整備の現状と課題	3
2 森林整備の基本方針	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	4
第2 造林に関する事項	4
1 人工造林に関する事項	4
2 天然更新に関する事項	4
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	4
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5 その他必要な事項	5
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	5
2 保育の種類別の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	5
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	5
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法	7
3 その他必要な事項	7
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	7
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	7
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策	7
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	7
4 森林の經營管理制度の活用に関する事項	7
5 その他必要な事項	8
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	8

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	8
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	8
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	8
4 その他必要な事項	8
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>8</b>
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	8
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	8
3 作業路網の整備に関する事項	8
4 その他必要な事項	8
<b>第8 その他必要な事項</b>	<b>8</b>
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	8
2 林業施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	8
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	9
<b>III 森林の保護に関する事項</b>	<b>9</b>
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>9</b>
1 鳥獣被害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	9
2 その他必要な事項	9
<b>第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	9
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	9
3 林野火災の予防の方法	9
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	9
5 その他必要な事項	10
<b>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>10</b>
1 保健機能森林の区域	10
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	10
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	10
4 その他必要な事項	10
<b>V その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>10</b>
1 森林経営計画の作成に関する事項	10
2 生活環境の整備に関する事項	10
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	10
4 森林の総合利用の推進に関する事項	10
5 住民参加による森林の整備に関する事項	10
6 その他必要な事項	10

## 日吉津村の位置及び日野川森林計画区概況図



# 森 林 計 画 制 度 の 体 系 図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

## | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本村は、鳥取県の西端部にあって、東経 $133^{\circ} 23'$ 、北緯 $35^{\circ} 26'$ に位置し、西部は本県三大河川日野川を米子市と二分し、北部は日本海に面している。日野川下流東岸一帯の平坦部は水田で、海岸線に沿って畠地を形成する砂壌土地帯である。

本村の総面積420haのうち、森林面積は7haと極めて少なく、総面積に占める割合は1.7%である。そのうちの大半が海岸保安松林であり、防風・防潮の役割を果たしているが、近年松くい虫による被害のためマツが減少しており、抵抗性クロマツの苗木を植えている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	該当なし
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	該当なし
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・リクリエーション機能	該当なし
文化機能	該当なし
生物多様性保全機能	該当なし
木材等生産機能	該当なし

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備の基本的考え方等
水源涵養機能	該当なし
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	該当なし
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・リクリエーション機能	該当なし
文化機能	該当なし
生物多様性保全機能	該当なし
木材等生産機能	該当なし

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務づけるものではない。

具体的には、区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を規準に、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めるものとすること。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度以上を目安とすること。

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全 域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

該当なし

#### 3 その他必要な事項

該当なし

### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

該当なし

#### 2 天然更新に関する事項

該当なし

#### 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

**4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**

該当なし

**5 その他必要な事項**

該当なし

**第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準**

**1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法**

該当なし

**2 保育の種類別の標準的な方法**

該当なし

**3 その他必要な事項**

該当なし

**第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**

**1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法**

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、次に示す基準を原則とする。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「水源涵養機能維持増進森林」という。)

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林(以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。)

該当なし

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(以下「快適環境機能維持増進森林」という。)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害保安林、防霧保安林、防火保安林や住民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和す

る森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林とし、本村においては、別表1のとおり区域を設定する。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林(以下「保健機能維持増進森林」という。)  
該当なし

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林 快適環境機能維持増進森林 保健機能維持増進森林	該当なし 日吉津村 該当なし
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

#### イ 森林施業の方法

- ① 水源涵養機能維持増進森林

該当なし

- ② 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

該当なし

- ③ 快適環境機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全 域	64年	72年	56年	72年	16年	32年

なお、本村における施業の方法及び具体的区域については、別表2のとおりとする。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	該当なし	該当なし	
土地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	該当なし	該当なし	
快適環境機能維持増進森林	長伐期施業	日吉津村	6.92
保健機能維持増進森林	該当なし	該当なし	

- ④ 保健機能維持増進森林  
該当なし

**2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法**

- (1) 区域の設定  
該当なし  
(2) 森林施業の方法  
該当なし

**3 その他必要な事項**  
該当なし

**第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針**  
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**  
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**  
該当なし

**4 森林の経営管理制度の活用に関する事項**

森林の経営管理(自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと)を森林所有者自らが実行できない場合には、村が経営管理の委託を受け、村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

### 3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

### 2 林業施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設に関する事項

該当なし

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣被害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし

#### 2 その他必要な事項

該当なし

### 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害について的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に規定する諸計画等による。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、村長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

#### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

#### 3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、定期的な巡回により、火災予防の啓発指導をはじめ、違法行為の発見と指導、病害その他災害の発見等に努めるものとする。

#### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法(昭和26年法律第249号)第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、日吉津村森林等火入れに関する条例(昭和59年日吉津村条例第20号)に即して行うものとする。

**5 その他必要な事項**

該当なし

**IV 森林の保健機能の増進に関する事項**

**1 保健機能森林の区域**

該当なし

**2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法**

該当なし

**3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備**

該当なし

**4 その他必要な事項**

該当なし

**V その他森林の整備のために必要な事項**

**1 森林経営計画の作成に関する事項**

該当なし

**2 生活環境の整備に関する事項**

該当なし

**3 森林整備を通じた地域振興に関する事項**

該当なし

**4 森林の総合利用の推進に関する事項**

該当なし

**5 住民参加による森林の整備に関する事項**

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

**6 その他必要な事項**

該当なし

# 日吉津村森林整備計画概要図

平成15年1月撮影  
平成15年2月現地調査

